

広島県教育委員会教育長告示第一号

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十
八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後

様式第4号

宣誓書

(略)

1 (略)

2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

4 (略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第4号

宣誓書

(略)

1 成年被後見人又は被保佐人

2 (略)

3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

5 (略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。